仮処分命令申立事件

債権者　○○○○

債務者　○○○○（Twitter, Inc. Google LLC Meta Platforms, Inc.のいずれか）

上申書

令和X年X月X日

東京地方裁判所民事第９部御中

債権者代理人弁護士　○○○○

１　国際裁判管轄

　債務者は外国会社として本邦で登記をしており、「主たる事務所」が日本国内にあるものとして、本邦に国際裁判管轄がある（民訴３条の２第３項）。

２　国内管轄

　債務者の「主たる事務所」は東京都２３区内にあり、御庁に管轄がある（民訴４条５項）。

以上